

四日市市国体推進室の設置に関する規則を公布する。

平成27年3月20日

四日市市教育委員会委員長 渡 邊 悌 爾

四日市市教委規則第7号

四日市市国体推進室の設置に関する規則

(設置)

第1条 平成33年に三重県で開催予定である国民体育大会（以下「国体」という。）の準備体制の強化を図るため、四日市市国体推進室（以下「室」という。）を設置する。

(所管)

第2条 室は、スポーツ課の所管とする。

(分掌事務)

第3条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国体の準備に関すること。
- (2) 室の庶務に関すること。

(職員)

第4条 室に室長その他の職員を置く。

- 2 前項に規定する職員のほか、必要な場合は室長補佐を置くことができる。
- 3 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 室長補佐は、室長を補佐して室の事務に従事し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(専決)

第5条 室長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (2) 職員の時間外勤務命令、休日勤務命令並びに勤務時間等の振替及び変更に関すること。
- (3) 職員の市内及び市外出張命令並びに復命に関すること。
- (4) 定例の報告等に関すること。
- (5) 前各号に準じる軽易な事務に関すること。

(室の処務)

第6条 室の処務については、この規則に定めるもののほか、四日市市教育委員会事務局処務規則（昭和39年四日市市教委規則第10号）によるものとする。

（補則）

第7条 この規則の施行について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（教育委員会スポーツ課）